

## 令和6年第1回南関町議会定例会（第3号）

令和6年3月8日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町手数料条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和5年度南関町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第3 議案第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和5年度南関町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第4 議案第4号 南関町職員のハラスメント防止に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 南関町行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 南関町営住宅条例及び南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 南関町行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 令和5年度南関町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第15 議案第15号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第16号 令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第17号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第18号 令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第19号 令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第20号 令和5年度南関町下水道事業補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第21号 令和6年度南関町一般会計予算について
- 日程第22 議案第22号 令和6年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 令和6年度南関町介護保険事業特別会計予算について

- 日程第 24 議案第 24 号 令和 6 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について  
 日程第 25 議案第 25 号 令和 6 年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について  
 日程第 26 議案第 26 号 令和 6 年度南関町下水道事業予算について  
 日程第 27 議案第 27 号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について  
 日程第 28 議案第 28 号 南関町教育長の任命につき同意を求めることについて  
 日程第 29 議員派遣について  
 日程第 30 委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
 陳情第 4 号（令和 5 年 11 月 20 日受理）  
 日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に  
 関する陳情書
- 追加日程第 1 閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
 陳情第 4 号（令和 5 年 11 月 20 日受理）日本政府に日米地位協  
 定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書
- 追加日程第 2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」  
 追加日程第 3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」  
 追加日程第 4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」  
 追加日程第 5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（12 名）

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1 番 福 山 美 佳 君    | 2 番 伊 藤 博 長 君  |
| 3 番 矢 野 修 一 君    | 4 番 西 田 恵 介 君  |
| 5 番 北 原 浩 一 郎 君  | 6 番 中 村 正 雄 君  |
| 7 番 杉 村 博 明 君    | 8 番 井 下 忠 俊 君  |
| 9 番 境 田 敏 高 君    | 10 番 山 口 純 子 君 |
| 11 番 立 山 比 呂 志 君 | 12 番 立 山 秀 喜 君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11 名）

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 町 長 佐 藤 安 彦 君           | 教 育 長 谷 口 慶 志 郎 君   |
| 総 務 課 長 坂 田 浩 之 君       | 税 務 住 民 課 長 武 田 博 君 |
| ま ち づ く り 課 長 竹 崎 俊 一 君 | 福 祉 課 長 田 代 由 紀 君   |
| 健 康 推 進 課 長 寺 本 由 紀 子 君 | 経 済 課 長 田 口 明 君     |
| 建 設 課 長 嶋 永 健 一 君       | 教 育 課 長 城 野 和 則 君   |
| 会 計 管 理 者 田 中 龍 城 君     |                     |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2 名）

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 議 会 事 務 局 長 福 山 光 明 君 | 書 記 山 下 飛 鳥 君 |
|-----------------------|---------------|

開会 午前 10 時 00 分

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町手数料条例の一部を改正する条例）

○議長（立山秀喜君） 日程第 1、議案第 1 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第 2 議案第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 9 号））

○議長（立山秀喜君） 日程第 2、議案第 2 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第3 議案第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和5年度南関町一般会計補正予算(第10号))

○議長(立山秀喜君) 日程第3、議案第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 南関町職員のハラスメント防止に関する条例の制定について

○議長(立山秀喜君) 日程第4、議案第4号、南関町職員のハラスメント防止に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

1番議員。

○1番議員(福山美佳君) 相談窓口の設置とありますが、内部相談窓口のほかに、外部相談窓口を設置する考えがあるのかを尋ねます。

○議長(立山秀喜君) 総務課長。

○総務課長(坂田浩之君) はい。まずお答えします前に、再度、本条例制定の趣旨を申し上げますが、ハラスメント防止に関する条例の制定は、可決されれば、熊本県内では山都町に次いで2番目に制定することとなります。先進的な取組と思われます。ハラスメントには職員による上下関係に起因するものや、男女間の性差によるものなど、属性や人格に対する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つける行為です。本条例の制定に当たりましては、3役を含めた町職員に起因するあらゆるハラスメント行為を根絶し、全ての職員が、快適に働ける環境を整えることを決意することを対外的にも知らしめることにより、ひいては明るいまちづくりにも寄与するものと考えております。

質問の外部相談窓口の設置の考えですが、相談窓口につきましては先般の全員協議会でも説明しましたが、総務課行政係職員2名、男性1名、女性1名及び行政係を管轄する課長補佐、女性ですけど、窓口とすることで考えております。外部相談窓口を設置する考えについては、現在のところはございません。また相談内容次第では、顧問弁護士等にも相談し、解決に向けた

取組を行ってまいります。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） ハラスメント条例を制定するに当たり、外部相談窓口の設置を今考えてないということなんですけれども、入庁したばかりの職員からどの職員でも相談しやすい環境をつくり、相談という最初のステップを踏んでもらうためにも、職員がハラスメントの問題を水面下で抱えることなく、相談窓口を利用するための配慮について、詳細を尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 先ほども申しましたが、相談窓口の職員については、男女の職員を配置して、専門性の高い研修の受講も行っております。また、ハラスメント等の根絶に向けた研修会を計画するなど、専門家とのつながりということも持っております。また守秘義務の厳守につきましても、信頼できる職員の配置を行っているところです。相談方法につきましては、まず一つ目として、直接の相談、二つ目として、総合行政システムのメールによる相談というのも想定されます。三つ目に、総合行政システムシステムのグループウェアブックマークにある、職員意見箱からの投稿による相談、こちらは匿名での相談も可能ということになっております。

○議長（立山秀喜君） よかですか。ほかにございますか。

○8 番議員（井下忠俊君） 今の質問内容とほぼ変わらないところでございますけれども、3 回までということで3 回質問させていただきます。

まず最初に申し上げておきますが、この条例の制定は非常に大事なことだと思います。むしろ遅過ぎたんじゃないかなと思うぐらいです。その上であえて質問しますけれども、ハラスメントを受けたときの相談窓口というのが、今、総務課長ほか数名言われましたけれども、その状況でそういう立場、ハラスメントを受けた職員が、まず総務課その担当職員を尋ねてそれからの相談になっていくと思いますけれども、いきなり訪ねていけば何事だろうかと、周りからそういう目で見られやしないかと変に思われたりしないかということも考えられますし、今後町長、もしくはその総務課長担当職員の方が数年後、あるいは5 年後10 年後かもしれないけれども代わられた場合、今まさか南関町、あり得ないと思いますけれども、今マスコミでも騒がれております岐阜県の岐南町の町長のように、相談者が当事者となった場合、果たしてどうなるかを考えたときに、このままでうまく機能するのかなというのが、いささか疑問が生じてきますが、この辺をどうお考えになっておりますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。当然そういった可能性がないとは言えませんので、一応調査委員会というのを設置することにはなっております。規則のほうで、その長は副町長を置くということになっております。当事者が町長または総務課長というようなことになった場合はそれに代わるものを充てる。総務課長の場合には、決裁権で言えば、税務住民課長が2 番目の決裁権を持っておりますので、そこが代行する。町長の場合には、当然副町長というところで当事者は当然そこには入れない、ただ聞き取りは当然進めていくという体制で進めていくようになると思います。

○議長（立山秀喜君） 8 番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 課長が今言われていることは大体理解はできるんですけども、ハラスメントを受ける場合ですね。その多くは立場的、年齢的に上から下へが、多くございます。たまには下から上、あることも聞きますけれども、その中でその上司に当たる人たちがやっぱり年齢的に近いこともあり、その辺で幾らか情報が漏れやしないかということも一つ心配になりますけれども、そういう状況で、新人職員さんとか慣れない職員さんたちが、果たしてそこに訴えることができるか、それもちょっと疑問に思うところもあります。前に自分もちょっと職員さんから一時期相談を受けたこともあります。そのときに、「誰がそういうことを言ってるんですか」逆に聞かれました。そういうことで犯人探しをされるようであれば、これはもう元も子もないことだと思います。そこで、今、1番議員から言われたように、相談窓口を庁舎外に持ってきて、第三者委員会として立ち上げてもらって、ほかの職員さんたちにはまず一切知られることなく、気楽に相談できるような状況をつくって、そしてその第三者委員会ももちろん客観的に判断できる人じゃないといけないことはもう十分ですけども、その中で秘密に、この相談を受けて調査された上で、あくまで町長、また総務課長担当の職員さんに対等に進言できるような体制を持っていかれたほうが、相談する側も安心してできるんじゃないかと思っております。それが本当の意味での対策につながるんじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい、守秘義務の厳守というのは、全職員に対してこれはもう周知徹底をしているところです。そこはもう厳しく言っております。各課長を通じてですね。ですので、その相談についても、先ほど福山議員の答弁でも言いましたけど、匿名でも相談できる、またメールでも相談できる、顔を合わせなくても相談できる。誰がどこに行って相談しているかということが、ばれずに相談できる体制はとっております。第三者委員会ということをおっしゃいましたけど、一応内部で調査してそういった、第三者委員会を立ち上げる必要があるのかどうかというところの判断をまず庁舎内でしていったら、そして進めていきたい。あと町には顧問弁護士もおりますので、そういった内容については高度な内容については、顧問弁護士あたりへの相談というところにもつなげていきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） これは特例を除いて3回までになっておりますので、最後になりますけれども、第三者委員会をする。後でするか前にするか、これは職員さんに対する配慮がどう違うかというところが大きくなってくると思いますけれども、先ほども言いましたように、この条例は今の社会で本当に必要な条例だと思います。まずこのスタートというのは本当に評価ができるものだと思っておりますので、これをスタートする機会に当たって、今後第三者委員会の設置の件も含めた上で、変えていかれるところは変えていけるような柔軟性を持った条例であることを望みたいと思っておりますし、決して塀の中だけで解決されるようにすべきではないと思っております。そしてこの条例が、もう本当に文章だけの絵にかいた餅にならないように、きちんと稼働していけるように、取り組んでいってもらいたいと思っておりますし、何よりも今守秘義務と言われましたけれども、相談した職員さんが表に出ないように、訴えた人が馬鹿を見るようなことにならないように、そこはしっかり配慮してもらったところでの相談という

ことで受入れてもらえれば、更に風通しのよい職場につながるんじゃないかと思っております。ぜひ相談した人が馬鹿を見ることのないように、今後、どうなってるか町長の見解を求めて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 総務課長の答弁のとおりでありますけれども、そういった相談した方が誰かというそういったことによってその人が、また改めて第二次被害とかに遭わないように、注意義務というのは徹底してまいりますし、まず、総務課を中心に、そういった、委員会とか立ち上げて内容を進めたときに、今議員が言われたとおり、第三者委員会というのが必要ならば、今の条例の中でもそういったことは、第三者委員会を立ち上げてすることも可能だと思っておりますので、この進み具合といたしますか、本当は相談がないほうが一番いいんですけども、あった場合にはもう一番最適な方法をずっと改善しながら、この条例は今回初めてですので、それで不足する部分があるとすれば、また改定に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、職員に対するハラスメントだけで完全だとは思っておりませんので、外部に対してもそうですし、議会から職員に対してもそういったことがありますので、やはり議会ともいろんな話をしながら、これからのやっぱり働きやすい職場環境をつくることによって、その職員が働きやすい職場ができれば、町民の皆さんがやっぱり行政に対して、安心していろんなサービスが受けられますので、そういったことまでつながるような条例にしていきたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） この条例はハラスメントから職員を守る目的であり、この条例の制定についてはとてもいい取組だと思います。ハラスメント行為はいろんなケースが想定されますけれども、その場合、条例とは別に規則等をつくって運用されると思いますけれども、特に外部からのハラスメント、例えば、町民の皆さんから職員に対するハラスメント、議員から職員に対するハラスメント、逆に、職員の方から町民に対するハラスメントをなど、いろんなケースが想定されますけれども、今回の条例はどこまでの範囲で運用されるのか。これを改めて尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。この条例の目的に書いてありますけど、職場内におけるハラスメント及びその他の人権侵害を徹底的に排除するということで、対象としては、町長、副町長、教育長の3役、それと職員対象ということにしております。一応まずは職場内でのハラスメントを根絶するというところが大根底にはございます、この条例の制定で。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） まずは職場内の南関町職員間でのハラスメントが対象ということですね。はい。分かりました。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） この条例に関して、さっき井下議員のほうから言われたとおり、私もそう思っております。この条例の中に第三者委員会という言葉が、全然入ってないんですね。ぜひこの条例の中にも第三者委員会を設置するという形でですね。どうかこの条例の中にも

文言として入れてほしいと思います。この条例の中では何か身内だけで解決するような、感じがしてならないんですよ。やっぱり、第三者委員会ということで外から見たの、ぜひ必要と思います。必ず第三者委員会、よく新聞等でも第三者委員会を設置されることが多いと思います。これは何か内部だけにしか見えないもんですから、第三者委員会を設置するというのも、この中で解決できない、そういったのは、先ほど顧問弁護士とか言われましたけど、第三者委員会を設置してもらいたいと思います。その辺はいかがですか。条例の中に入れてほしいんですよ、その文言をですね。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。一応この文、条例の中には先ほど杉村議員が言われたとおり、第三者委員会という文言は入っておりませんが、スタートとしてはこのハラスメント対策委員会というところを入れておりますので、この中で運用してこの条例の中に入れるかどうかというところも含めて今後検討が必要になってくるとは思いますけど、最後の12条で、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めるということにしておりますので、そういった細かい内容については、そちらのほうに入れるということも検討はできるんじゃないかなと思います。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） この条例の中に、ハラスメント対策委員会ということも文言ではありませんけど、やっぱり第三者委員会というはっきりとした文言で、この条例の中に入れてほしいと思います。じゃないと、どうしてもやっぱり職員のほうも、身内に対して相談とかするから、最終的にはどうなるか分からないですけど、やっぱり第三者委員会を設置したが、相談するにも安心されるんじゃないかということもあります。ぜひ対策委員会、という文言ではなくて、第三者委員会を設置するという文言で入れてほしいと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。今回の条例の提案の中には、文言を入れておりませんが、一応これで対策委員会というところで運用を開始して、当然見直し等が必要な場合も出てくるかなとは思いますが、そういったときにまた見直しというところは考えていく時期が来るかもしれないので、そのときに考えていきたいです。

○議長（立山秀喜君） 3回目。7番議員。

○7番議員（杉村博明君） やっぱり、見直しということは分かりますけど、こっちが言っているのはお分かりだと思いますので、即見直しをお願いします。

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

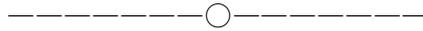
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町職員のハラスメント防止に関する条例の制定については、

原案のとおり可決されました。



**日程第5 議案第5号 南関町行政不服審査法施行条例の制定について**

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第5号、南関町行政不服審査法施行条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

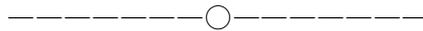
これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町行政不服審査法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。



**日程第6 議案第6号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第6号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

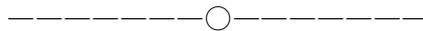
これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。



**日程第7 議案第7号 南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第7号、南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第8号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

##### 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第8、議案第8号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第9号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第9、議案第9号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第10号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第10、議案第10号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第10号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第11号 南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第11、議案第11号、南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第12号 南関町営住宅条例及び南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第12 議案第12号 南関町営住宅条例及び南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、南関町営住宅条例及び南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 南関町行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第13、議案第13号、南関町行政不服審査会条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、南関町行政不服審査会条例を廃止する条例の制定については、

原案のとおり可決されました。



**日程第 14 議案第 14 号 令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 11 号）について**

○議長（立山秀喜君） 日程第 14、議案第 14 号、令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 11 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 11 号）については、原案のとおり可決されました。



**日程第 15 議案第 15 号 令和 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について**

○議長（立山秀喜君） 日程第 15 号、令和 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

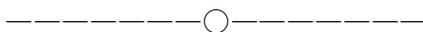
これから、議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、令和 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。



**日程第 16 議案第 16 号 令和 5 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について**

○議長（立山秀喜君） 日程第 16、議案第 16 号、令和 5 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第17号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第17、議案第17号、令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第18、議案第18号、令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第19号 令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第19、議案第19号、令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第20号 令和5年度南関町下水道事業補正予算（第1号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第20 議案第20号 令和5年度南関町下水道事業補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和5年度南関町下水道事業補正予算（第1号）については、

原案のとおり可決されました。



### 日程第 21 議案第 21 号 令和 6 年度南関町一般会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第 21、議案第 21 号、令和 6 年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） 6 年度から南関町のうから館改修工事が、いよいよ行われますけど、予算として補正のほうで 3 億 5,133 万、また新年度の予算で 3 億 4,820 万 3,000 円上がっております。この金額的にも、結構な額になってきておりますけど、この予算内で補正がまた上がらないように、できるだけ努力をされて、いいものをつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。結構工事関係では、物価高騰などで、後々、予算が補正が必要になってくるということにならないように、できるだけ努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。うから館施設につきましては、今杉村議員が申されましたとおり、かなり大きな費用を要しております。町民の皆さんのよりどころということで、これからのまちづくりに一番拠点となる施設をつくるということで、そういった大きな費用も要しますけれども、それに見合うような、すばらしい施設になるように、きっちりと皆さんの要望にこたえるような施設をつくっていきたいと思います。予算の範囲といたしますか、補正当初予算で 6 億 9,000 万、それほどの予算でありますけれども、今物価高騰ということを言われましたけれども、そういったところも今のところを考えたところでの予算でありますので、その中で、ぜひできるように進めていきたいと思いますし、災害とかいろんなことがあって特別の事情があったときは、ちょっとまた相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、今のところは、この予算の範囲内ですばらしいものをつくっていきたいというふうに考えておりますので、議会の皆様のご協力もお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君） 7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） やっぱり住民の方も期待されてると思いますので、私がお願いしたとおりですね、よろしくお願いします。以上です。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和6年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第22 議案第22号 令和6年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第22、議案第22号、令和6年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和6年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第23 議案第23号 令和6年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第23、議案第23号、令和6年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第23、議案第23号、令和6年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第24 議案第24号 令和6年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第24、議案第24号、令和6年度南関町後期高齢者医療特別会計

予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和6年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第25 議案第25号 令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第25、議案第25号、令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第26 議案第26号 令和6年度南関町下水道事業予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第26、議案第26号、令和6年度南関町下水道事業予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、令和6年度南関町下水道事業予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第27 議案第27号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について

○議長（立山秀喜君） 日程第27、議案第27号、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第27、議案第27号、熊本広域行政不服審査会の共同設置については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第28 議案第28号 南関町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 日程第28、議案第28号、南関町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第28号、南関町教育長の任命につき同意を求めることについては、同意

することに決定しました。

-----○-----  
**日程第 29 議員派遣の件について**

○議長（立山秀喜君） 日程第 29、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにした  
と思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長にご一任していただきたいと  
思います。ご異議ありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣者派遣することに決定しま  
した。

-----○-----  
**日程第 30 委員会報告について**

**「総務産業常任委員会・陳情付託の件」**

**陳情第 4 号（令和 5 年 11 月 20 日受理）日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求め  
る意見書の提出に関する陳情書**

○議長（立山秀喜君） 日程第 31、委員会報告を議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第 4 号、令和 5 年 11 月 20 日受理。

「日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書」について、委  
員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業委員会委員長、杉村博明君。

○7 番議員（杉村博明君） おはようございます。

令和 6 年 3 月 8 日、南関町議会議長立山秀喜様。

南関町総務産業常任委員会委員長、杉村博明。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会  
議規則第 9 4 条の規定により、報告します。受理番号、陳情第 4 号、付託年月日、令和 5 年 1  
1 月 24 日、件名、日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情  
書。審査の結果、継続。委員会の意見、日米地位協定改定について、米軍への国内法の原則適  
用や基地内および事故現場の実情に、調査し、審査を継続したいため、以上です。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 4 号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。委員長の報告の  
とおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第4号、令和5年11月20日受理、日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書については、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

ただいま、総務産業常任委員会委員長ほかから、閉会中の継続審査についてなど5件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長ほかから、閉会中の継続審査についてなど5件を日程に追加し議題とすることにしました。

職員に追加日程議題を配付させます。

[ 議題配布 ]

○議長（立山秀喜君） 追加日程議題名を事務局長に朗読させますので確認してください。

議会事務局長。

○議会事務局長（福山光明君） それでは、追加日程第1から追加日程第5までの議案名を読み上げます。

追加日程第1 閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第4号（令和5年11月20日受理）日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書

追加日程第2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

以上であります。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第1 閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第1回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前11時00分